

がんばろう！宇和島





力をひとつに
今こそ底力を—

2018.07 災害ボランティア活動記録



災害ボランティア募集

【活動時間】午前9時30分～午後4時
(受付：午前8時30分～11時)

【内容】室内・家周りの清掃、土砂
除き、家具・ごみなどの搬出など

【準備物】長靴、ゴム手袋、防塵マスク・
メガネ、飲食物、タオル、帽子など

【問合せ先】市災害ボランティアセン
ター(宇和島市社会福祉協議会内)

☎23-3781・23-3782

このたびの豪雨災害でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、ご遺族の皆様へ衷心よりお悔やみ申し上げます。また、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

市内では、いたるところで土砂崩れや浸水被害などに見舞われ、特に吉田地区は想像を絶する状況であり、訪れるたびに涙が込み上げてまいります。さらには、吉田・三間地区の約1万5千人の方が、断水により思い通りに水を得られない苦しい生活を強いられました。

現在本市では、姉妹都市をはじめ、各市町・団体、災害ボランティアの方などから多くのご支援をいただき、被災された市民の皆様の生活再建・復興支援に取り組んでいます。今後も、引き続き先頭に立って、早期復興を目指して全力を尽くしてまいります。

がんばろう！宇和島。
市民の皆さん、ともにがんばりましょう。

市長 岡原 文彰

罹災証明書、罹災届出証明書

各種支援措置を受けるときに必要な場合があります。手数料は無料です。

【罹災証明書】延床面積のおおむね1割以上が損壊した住家などの被害の程度を証明するもの

【罹災届出証明書】延床面積のおおむね1割未満が損壊した住家など、および自動車・家財道具などの動産が罹災したことを市長に届け出た事実を証明するもの

【申込・問合せ先】税務課☎内線2529、本庁専用窓口☎内線3117または各支所税務係

被災者支援 掲示板

本庁☎24-1111

吉田支所☎52-1111

三間支所☎58-3311

津島支所☎32-2721

宇和海支所☎62-0311

※詳しくは、お問い合わせください。

国民健康保険料の減免

【受付期間】最初の納期の7日前まで（8月納期分については9月末まで）

【内容】所得・資産割

【対象】

▶災害などで本年中の所得が著しく減少する見込みの人

▶罹災により固定資産税額の減免を受けた人

【必要書類】所得が減少することが見込まれる書類、罹災証明書

【申込・問合せ先】保険健康課保険業務係☎内線2120または各支所税務係

市税などの減免

【内容】全額免除または一部減額

【対象】

▶市民税：災害により所有する住宅や家財に半壊以上の損害が生じたときおよび納税者が亡くなった、または障がいの認定を受けたとき

※前年の合計所得などを考慮して決定します。

▶固定資産税：土地が流失、水没、崩壊などの損害を受け、その土地の10分の2以上が使用・復旧不能となったとき、または家屋・償却資産について、10分の2以上の価格の減少を伴う損害（半壊以上の損害）が生じたとき

■税務証明書交付手数料の免除

▶所得課税・評価・公課証明書、名寄帳

▶納税証明書

※平成30年7月豪雨で被災したことに伴い、必要となる各種手続きに使用するものに限ります。

【申込・問合せ先】税務課（所得課税・評価・公課証明書、名寄帳）☎内線2537・（納税証明書）☎内線2539または各支所税務係

交付手数料の免除

【内容】住民票、戸籍、印鑑証明書、印鑑登録証・個人番号カード・通知カードの再交付手数料

※平成30年7月豪雨で被災したことに伴い、必要となる各種手続きに使用する場合および、カードを紛失・損傷したため再交付する場合に限ります。

【必要書類】本人証明、罹災証明書（個人番号・通知カードの再交付時のみ）など

【申込・問合せ先】市民課☎内線2125または各支所市民保険係

介護保険料・介護サービス利用者負担の減免

【受付期間】 随時

【内 容】

▶ 介護保険料：全額免除または一部減額

▶ 介護サービス利用者負担：全額免除

【対 象】

- ① 住家の全半壊、床上浸水またはこれに準ずる被災をした人
- ② 世帯の主たる生計維持者が死亡または重とくな傷病を負った人
- ③ 世帯の主たる生計維持者が業務を休・廃止した人

④ 世帯の主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人

【必要書類】

① 罹災証明書

②～④ 必要書類が異なります。

【申込・問合せ先】 高齢者福祉課介護保険係

☎内線2161・2156または各支所福祉環境係

国民年金保険料の免除

【受付期間】 随時

【免除期間】 2018年6月分～2020年6月分(年度ごとの申請が必要)

【対 象】 国民年金第1号被保険者で、被害がその世帯が所有する最も大きい財産(住宅・家財・宅地など)に係る損害が2分の1以上であること。

【必要書類】 みとめ印、本人確認書類

【申込・問合せ先】 市民課国民年金係☎内線2133
または各支所市民保険係、宇和島年金事務所☎22-5344

後期高齢者医療保険料の減免

【受付期間】 平成30年度分の各納期の7日前まで

【減免内容】 全額免除または一部減額

※所得・被災状況に応じ、減額の割合は異なります。

【対 象】

- ① 住家の全半壊、床上浸水またはこれに準ずる被災をした人(建物保険などに加入し、損失が全額補填される場合は対象外)
- ② 世帯主の死亡により所得が半減した人
- ③ 被保険者または世帯主が疾病などにより世帯の所得が半減した人
- ④ 世帯主の収入が事業などの休・廃止、失業により半減した人
- ⑤ 世帯主の収入が災害による農業生産物などの減収により、著しく減少した人

※前年の所得の状況により対象とならない場合があります。

【必要書類】

① 罹災証明書、被災写真

※保険金などにより損害の一部が補填される場合は、補填金額がわかる書類と家屋の評価証明書が必要です。

②～⑤ 必要書類が異なります。

【申込・問合せ先】 保険健康課後期高齢者医療係

☎内線2121または各支所市民保険係

その他の減免

▶ 地域生活支援事業利用者負担額・自立支援医療一部負担金・障がい福祉サービス利用者負担額：福祉課障害福祉係☎49-7016

▶ 保育料：福祉課子育て支援係☎49-7017

▶ 後期高齢者医療保険医療費一部負担金：保険健康課後期高齢者医療係☎内線2121

▶ 国民健康保険医療費一部負担金：保険健康課保険業務☎内線2120

被災者への支援（各種相談窓口の案内）

	内 容	罹災(届出)証明書の要否	問 合 先
給 付	災害弔慰金	×	福祉課福祉総務係 ☎内線3125・3126
	災害障害見舞金	×	
	被災見舞金	×	
貸 付	災害援護資金	○（原本）	福祉課福祉総務係 ☎内線3125・3126
	母子父子寡婦福祉資金貸付償還の支払猶予	○（写し可）	福祉課児童福祉係☎内線2108
	住宅金融支援機構災害復旧住宅融資	○（原本）	建築住宅課建築指導係 ☎内線2619
住まいの 確保・再建	市営住宅の一時使用	○（写し可）	建築住宅課管理係☎49 - 7028
	応急仮設住宅の提供	○（原本）	
	建築物確認・完了検査申請手数料の免除	○（写し可）	建築住宅課建築指導係 ☎内線2619
	被災住宅の応急修理制度		
	被災住宅や建築物の復旧などに関する建築相談	×	
	ごみ処理手数料無料 (個人が災害ごみを仮置き場に持ち込む場合)	×	生活環境課環境政策係 ☎49 - 7014
	ごみ処理手数料の減免 (個人が災害ごみを環境センターに持ち込む場合)	×	宇和島地区広域事務組合環境 センター☎49 - 5040
	床下浸水に伴う「し尿汲み取り料金」の補助	×	生活環境課廃棄物対策係 ☎内線2229
被災者生活再建支援金	○（原本）	福祉課福祉総務係 ☎内線3125・3126	
支払猶予・ 特別措置	市税の納税猶予	×	納税課納税第2係 ☎49 - 7011
	児童扶養手当の特別措置	○（写し可）	福祉課児童福祉係☎内線2141
健康管理に 関すること	健康相談	×	保険健康課成人保健係 ☎内線2182
	心の相談	×	
	こどもの心身ケア	×	保険健康課母子保健係 ☎内線2105
保険証の 再発行	国民健康保険被保険者証	×	保険健康課保険業務係 ☎内線2134
	後期高齢者医療保険被保険者証	×	保険健康課後期高齢者医療係 ☎内線2181
	介護保険被保険者証	×	高齢者福祉課介護保険係 ☎内線2161

ふるさと納税による寄附金

今回の災害の復旧・復興のためにふるさと納税サイトで災害支援の寄附を受け付けています。全国から多くの寄附と応援メッセージをいただいています。

【申込】ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」(<https://www.furusato-tax.jp/saigai/detail/400>)から申し込んでください。

【入金方法】クレジットカード決済、ゆうちょ銀行の払込取扱票、口座振込、現金書留

【現在の寄附金額／件数(7月17日時点)】
33,110,764円／2,184件

■寄附者から寄せられたメッセージ(1,215件)

- ▶大変暑い時期です。どうか体に気を付けてお過ごしください。微力ながらお役に立てますように。
- ▶宮城県仙台市より。江戸時代から、伊達つながりでゆかりのある宇和島市。東日本大震災の際もチカラをもらいました。心より応援しています！
- ▶熊本地震では宇和島出身の方にお世話になりました。無理せずに気を付けて少しずつ前に進んでください。

【問合先】市長公室シティセールス推進係 ☎内線2417

被災された方々への義援金

この災害で被災された方々を支援するため、義援金を受け付けています。市内で被災された方々の生活支援・再建のために、被災の程度に応じて、直接被災された方々にお届けします。温かいご支援をよろしくお願いします。

【義援金名】平成30年7月豪雨災害義援金

【義援金箱の設置場所】市役所 総合案内前

※領収証が必要な人は、財政課で受け付けします。

【受付】平日 午前9時～午後5時

■金融機関での振込み

銀行名	支店名	口座番号	口座名義
伊予銀行	宇和島支店	普通3836185	宇和島市 災害義援金
愛媛銀行	宇和島支店	普通6531335	
えひめ南農業協同組合	本所	普通0041104	
宇和島信用金庫	本店営業部	普通0632212	
ゆうちょ銀行		00170-9-696378	

※金融機関・振込方法によっては、手数料がかかる場合があります。

■現金書留による郵送

現金書留による義援金の郵送を希望する人は、現金封筒の表面の見やすい所に「救助用郵便」と記載し、近くの郵便局の窓口から送付してください(郵便料金は免除になります)。

■税法上の優遇措置

この義援金は、所得税法の規定に基づく寄附金控除および法人税法上の損金として扱われます。

詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。
か、近くの税務署にお問い合わせください。

■領収証の発行

領収証が必要な場合は、義援金領収証発行依頼書と82円切手を貼付した返信用封筒(宛名は必ず記入すること)を同封(現金書留で義援金を郵送する場合は、現金封筒に同封)し、送付してください。

【送付・問合先】〒798-8601 宇和島市曙町1番地
義援金受付係(財政課財政係内) ☎内線2433・2408